

下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成28年8月8日（月） 午後1時30分～4時15分

場所：本庁舎新館5階 506会議室

参加者：森 邦恵会長、弘利 要副会長、江藤 和代委員、江原 義和委員、
今井総務部次長、内田行政管理課長、笹野行政管理課主幹、
山本行政管理課主任、大仲行政管理課主査

【内容】

次第2. (1) 前回における確認事項について

委員) N0.64「コミュニティ活動費補助金」、N0.65「コミュニティ助成事業補助金」について、優先順位の客観性を担保するため、順位付けの基準を設けるべきである。

→優先順位付けの基準を作成することについて指摘することといたしたい。(事務局)

委員) N0.69「下関市障害児保育事業費補助金」について、障害児入園に伴う保育士等の増員数については、定められた基準はなく、保育園に一任しているとのことだが、その場合、保育士を増員しなくても補助金の申請は可能と考えられる。要綱の対象経費が「保育教諭の増補に要する経費・・・」と抽象的な記載となっているため、補助金が保育園の収入を援助するものなのか、障害児を受け入れるために増となる人件費を援助するものなのか、曖昧である。障害児受入れのために増となる人件費であることの検証として、給与台帳等による確認が必要である。

→障害児を受け入れるために増となる人件費と考えている。事務局としても、「人件費の増を確認するため、給与台帳等の資料を徴取すること」を指摘することとしている。(事務局)

委員) (保育士配置の) 基準はあるべきと考えるが、現場の実態などに即した対応をしているため、基準がないことのほうが、園のスムーズな運営が実現できるのであれば、基準がないことにも合理性が認められる。ただし、基準がないことによる有利不利が発生することは認められない。

委員) 要綱の対象経費は人件費以外の経費も認めているように読み取れるが、実態として、当該補助金は障害児を保育する保育士の人件費に反映されているのか。

→障害児受入れのために新規雇用した保育士や通常の配置基準を超え雇用している保育士の人件費に充当されているが、その内容は保育園によりまちまちである。また、平成22年度までは山口県の補助事業であったが、現在の市の制度内容は、山口県の制度を踏襲したものである。(事務局) (こども未来部こども育成課確認後、回答)

- 委員) 補助事業の重要性は理解できるが、事業の適格性を証明するため、人件費の充当状況を透明化する必要があると考える。
- 委員) N0. 78「下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金」について、補助金創設から現在までに、減量されたと推計される生ごみの量を環境部はどのように評価しているのか。事業評価として、容器購入のために補助した総額と減量されたと推計される生ごみ量について、費用対効果を検証することが重要である。
- 費用対効果を検証することについて指摘することといたしたい。(事務局)
- 委員) N0. 81「あきんど活性化支援事業費補助金」について、空き店舗対策も含め、商工会議所との連携を強化するべきと考える。
- 商工会議所との連携強化に加え、他部局との連携についても指摘することといたしたい(事務局)
- 委員) 中心市街地活性化対策の進捗を図るため、所管課だけではなく、他の部局との連携も検討するべきである。
- 委員) N0. 83「土地開発公社特定土地に係る補填金」について、土地開発公社は保有している土地の売却に向けた努力はしているのか。
- 努力していると聞いている。(事務局)
- 委員) N0. 84「空き家管理・流通促進支援事業補助金」について、平成28年度予算を計上しているが、現在までに実績はあるのか。実際のところ、住んでいない空き家の管理を自己負担してまで行おうとする所有者はいるのか。
- 補助対象者を当初想定の宅地建物取引業者に加え、一般の住宅管理業者へ拡大した結果、平成28年度においては、現在までに3件の実績がある。(事務局)(都市整備部まちづくり住環境整備課確認後、回答)
- 委員) 補助金の実効性を担保するため、空き家対策は所管課だけではなく、他の部局とも連携して取り組むべき案件と考える。例えば、移住対策として空き家の活用を検討することも一案である。空き家を減らすためには福祉の側面からのアプローチ、商業の側面からのアプローチなど、いろいろな角度からのアプローチを検討する必要がある。
- 委員) 補助制度に関する広報はどのように行っているのか。
- 市報やホームページで広報を行っている。(事務局)
- 委員) 空き家に手をかけない(放置している)所有者は当該補助金を活用することはないと考える。

次第2. (2) 答申案について

① 1 はじめに ～ 3 見直しに係る審議方法

- 委員) 特に意見等なし。

② 4 審議の結果 (2) 個別意見 【終了】 (NO. 1~5)

委員) 特に意見等なし。

③ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【見直し】 (NO. 6~34)

委員) NO. 34「農産物等販路拡大支援事業費補助金」について、当該補助金は平成27年度のみのものであり、今後の事業の継続性も担保されていないため、見直しの方向性を「見直し」から「終了」に変更する。

委員) NO. 24「公衆浴場経営合理化事業費補助金(確保対策事業)」について、法律に依拠した補助金であるが、補助金は市から浴場組合へ、組合から各浴場へと配分されるが、各浴場への配分額や「無浴場地域防止対策緊急救済費」への加算額の根拠が不明確であるため、明確化するべきである。

委員) 運営費補助の色合いが強い補助金となっており、浴場及び浴場組合に対しては当該補助金以外にも各種の支援がある。各浴場に対する補助金額の決定過程が不透明なため、明確化するべきである。

→補助金の公平性の観点から配分額・加算額の根拠の明確化及び金額の決定過程の透明化について、委員会意見として整理することとしたい。(事務局)

委員) 現段階における委員会の意見は答申書には反映されるのか。

→答申書の添付資料である「補助金整理票」に委員会の意見欄を設けており、その欄に反映させることとしている。(事務局)

③ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【見直し】 (NO. 35~63)

委員) NO. 52「コミュニティ交通事業費補助金」について、特定の地区の補助金となっており、公共交通が脆弱な他地域との公平性についての検証が必要と考えられる。

→委員会意見として整理することとしたい。(事務局)

④ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【継続】 (NO. 64~87)

委員) NO. 69「下関市障害児保育事業費補助金」について、これまでも議論しているが、人件費の充当状況を検証するなどチェック機能を確立する必要があると考える。

→委員会意見として整理することとしたい。(事務局)

④ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【継続】 (NO. 88~123)

委員) 特に意見等なし。

⑤ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【全体整理】 (NO. 1~123)

事務局) これまでの委員会の全体の意見を踏まえ、諮問の時点で「見直し」として整理していた補助金のうちNO. 34「農産物等販路拡大支援事業費補助金」については終了へ、また、「継続」と整理していた補助金のうち、NO. 64「コミュニティ活動費補助金」、NO. 65「コミュニティ助成事業補助金」、NO. 69

「下関市障害児保育事業費補助金」、N0. 81「あきんど活性化支援事業費補助金」、N0. 84「空き家管理・流通促進支援事業補助金」については、「見直し」に変更いたしたい。

⑥ 4 審議の結果 (1) 全体意見 ～ 6 まとめ

委員) 補助金のガイドラインは事務局が作成すると考えてよいか。

→お見込みのとおりである。(事務局)

委員) 作成されるガイドラインには、これまで議論した内容、例えば「対象経費の明確化」や「原則、補助率を対象経費の1/2以下に努めること」など具体的に記載されるのか。人件費を補助対象経費として考えることは可能なのか。

→記載するものと考えている。また、市の補助金は、事業費に対する補助を前提としているため、運営費に該当する人件費を補助対象経費にすることについては、一部の補助金を除き、想定していない。(事務局)

委員) これからはガイドラインに沿って補助金の要綱等を整備することになるのか。なるのであれば、単価を積算基礎とする補助金については、費用対効果の検証の必要性を内容に盛り込むべきである。費用対効果の検証を必要とせず、単に支出するだけであれば、それは補助事業ではなく、市の直接事業のように感じられる。

→新規に補助金を創設する際の制度設計において、費用対効果の検証を必要とすることは、基本的な考え方となるものと考えている。また、本市では補助金について、3年限りで一旦事業を見直すサンセット方式を採用しており、見直し作業の中で補助金の効果を検証することとしている。(事務局)

委員) 補助金は費用対効果が明示できることが望ましい。また、一つのガイドラインによって全補助金が運用されて行くべきであるが、今回、補助金を検討した結果、合併前からある補助金については、旧市や旧町の補助金に対する理解や考え方に差異があるように感じられた。旧町からの補助金については合理性に欠ける部分もあり、旧市の考え方を基準にすれば終了が想定されるが、終了一辺倒ではいけない。旧町(郡部・山間部)に対する助成策も必要と考える。

事務局) 補助金を運用する際の消費税の取扱いについて委員の意見を伺いたい。

※取扱い：補助金を交付する際、消費税相当額を控除して交付する取扱い

委員) 最終的に消費税を調整する必要がある(できない)非課税団体に対し、補助金額から消費税を控除して交付することになれば、団体は消費税を別途負担する必要が生じ、団体運営上、困難が伴うと考える。

委員) 補助金是对価性のない収入であるため消費税の対象にならない。

委員) 市の顧問税理士に相談することも一考である。

→いただいた意見については、ガイドラインを作成する際の参考とした
い。(事務局)

委員) 協議の内容を受けて、答申案の修正を行う。最終的な答申の調整について
は会長と事務局に一任したい。

→了解。(全委員)

次第3. その他

特に意見等ないため、事務連絡を以って終了。